

# 生涯学習センターの利用について

～平成 27 年 10 月利用分（8 月受付開始）から変わります～

- ・ 入場料その他これに類するものを徴収する場合
- ・ 営利を目的とする場合

には…



- 料金は通常料金の 2.5 倍です。
- 申し込みは使用期日の属する月の 2 か月前の 15 日以降からです。  
利用調整会での受付はできません。

	これまでは		これからは…
① 自主グループなどの非営利団体が、メンバーを対象とした学習活動をする場合	利用していた	➡	今までどおり利用できます
② 自主グループなどの非営利団体が、メンバー以外の参加者から入場料等を徴収して活動する場合	利用していた (例外利用)	➡	料金が 2.5 倍 申込みが 2 か月前の 15 日 からになります
③ 株式会社などの営利団体が、社内研修や社会貢献活動をする場合	利用していた (例外利用)	➡	利用できるようになります 料金・申込みは ②③と同じ
④ 株式会社など営利団体や個人事業者が、営利を目的とした活動をする場合	利用 できなかった	➡	

※ 窓口にある「セルフチェックシート」をご確認ください。

団体・利用方法によっては、今までと取り扱いが変更になる場合があります。ご不明な点は窓口にお尋ねください。

※ 利用調整会後に利用申請をされていた方へ

毎月 15 日以降は営利目的等での利用者の申込みが始まります。これまでよりも空室が少なくなる可能性がありますので、お早めにお申し込みください。

## 生涯学習センターの利用に係るセルフチェックシート

平成27年10月利用分から、センターの利用許可基準が変わります。

それに伴い、活動内容によっては、使用申込手続きや使用料金がこれまでと変わる場合があります。このシートのチェック内容を参考に、手続き方法を判断させていただきますので、ご確認ください。

なお、チェック項目の内容についてご不明な点があれば、このシートを持って窓口にお問い合わせください。

はい いいえ

- 1:使用許可申請名義は、裏面に掲げる法人名義である。
- 2:使用許可申請名義人は、個人事業者である。
- 3:使用許可申請名義は、法人格のない任意団体や自主グループの代表者であるが、その団体等の主宰者は、センターを利用した活動によって収入を得ている。
- 4:センターを利用して実施する活動について、参加者から金銭を徴収する。
  - a 会員やメンバーからの会費
  - b 参加者本人が消費・使用するものに係る原材料費
  - c 入場料、参加費など、上記以外の金銭
- 5:センターを利用して実施する活動に付随して、以下の行為を行う。
  - ・物品等の販売
  - ・有償での役務の提供
- 6:センターを利用して実施する活動において、特定の業界、会社、サービス、事業、商品等の宣伝勧誘を行う。

利用者名:

---

## 使用料が2.5倍になる法人の一覧

い	一般財団法人(非営利型以外)	せ	生協・連合会
	一般社団法人(非営利型以外)		生産森林組合
か	株式会社		税理士法人
	監査法人		船主相互保険組合
き	共済水産業協同組合連合会	そ	相互会社
	行政書士法人	た	たばこ耕作組合
	漁協・連合会	ち	中小企業等協同組合(事業協同組合・連合会、事業協同小組合・連合会、信用協同組合・連合会)
	漁業協同組合・連合会		
	漁業生産組合	と	投資法人
こ	合資会社		特殊会社
	合同会社		特定目的会社
	合名会社		土地家屋調査士法人
し	事業協同組合・連合会		特許業務法人
	事業協同小組合・連合会	な	内航海運組合・連合会
	司法書士法人	の	農協・連合会
	社会保険労務士法人		農業協働組合・連合会
	商工組合・連合会(出資)		農事組合法人
	商店街振興組合・連合会		農林中央金庫
	消費生活協同組合・連合会	へ	弁護士法人
	信用協同組合・連合会	ゆ	有限会社
	信用金庫・連合会		輸出組合(出資)
	森林組合・連合会		輸出水産業組合
す	水産加工業協同組合・連合会		輸入組合(出資)
せ	生活衛生同業組合・連合会(出資)	ろ	労働金庫・連合会
	生活衛生同業小組合		